

栃木県産業再生委員会公印規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、栃木県産業再生委員会公印（以下、「公印」という。）の作成、保管、使用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類及び名称)

第2条 公印の名称、寸法、及びひな型は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印の保管は、栃木県商工労働観光部産業政策課長（以下「公印管理者」という。）が行うものとする。

2 公印の保管場所は、栃木県商工労働観光部産業政策課事務室とし、特に必要と認められる場合のほか、当該保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の作成、改刻又は廃止の手続)

第4条 公印管理者は、公印台帳（別記様式）を備え、公印の印影を登録しなければならない。

2 公印を作成し、改刻（現に使用中の公印を紛失し、摩滅し、又は損傷したため当該公印に代わる公印を新たに作成することをいう。）し、又は廃止しようとするときは、委員長の承認を受け、その決定に関する書類を、前項に規定する公印台帳とともに保管しなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印は、栃木県産業再生委員会の発する文書以外には使用してはならない。

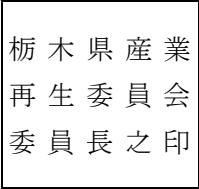
(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、公印の作成、保管、使用等に関し必要な事項は、公印管理者が委員長に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年8月4日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	寸 法	ひ な 型
栃木県産業再生委員会委員長印	方 23 ミリメートル	 <p>栃 木 県 産 業 再 生 委 員 会 委 員 長 之 印</p>

公 印 台 帳

登録番号 1

印 影

公 印 の 名 称	
形 状 ・ 寸 法	
用 途	
保 管 者	
作 成 年 月 日	
登 録 年 月 日	
使 用 開 始 年 月 日	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 棄 年 月 日	
廃棄処分の方法 裁 断 ・ 焼 却 ・ その他の方法	備 考

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳

登録番号 1

印 影

公 印 の 名 称	栃木県産業再生委員会委員長印	
形 状 ・ 寸 法	方23ミリメートル	
用 途	栃木県産業再生委員会の発する文書	
保 管 者	栃木県商工労働観光部次長兼産業政策課長	
作 成 年 月 日	平成16年8月18日	
登 録 年 月 日	平成16年8月18日	
使用開始年月日	平成16年8月18日	
廃 止 年 月 日		
廃 止 の 理 由		
廃 棄 年 月 日		
廃棄処分の方法	備 考	
裁 断 ・ 焼 却 ・ その他の方法		